

GREENPEACE

福島第一原発 2011-2021年：
除染神話と
人権侵害の10年

2021年3月

福島第一原発 2011-2021年：

除染神話と 人権侵害の10年

概要と提言

- 1 福島汚染の実態
- 2 除染神話
- 3 グリーンピースの調査
- 4 避難指示解除地域
- 飯舘村と浪江町
- 5 飯舘村
- 6 浪江町と浪江地区
- 7 浪江町帰還困難区域
- 8 ストロンチウム90
- さらなる脅威
- 9 10年にわたる避難、
強制移動と人権侵害
- 10 帰還困難区域の今後
- 11 結論と提言

参考文献・注釈

表紙・裏表紙：福島県飯舘村の放射性廃棄物の保管場所
(2017年10月1日)
Page 2-3: グリーンピースの調査チーム、福島県浪江町
(2011年3月26日)
© Christian Åslund / Greenpeace





謝辞

調査チーム (2020年)

コーディネーター兼リード放射線防護アドバイザー: 鈴木まい (グリーンピース・ジャパン)

調査員: 宮地大祐 (グリーンピース・ジャパン)

技術協力: ヤン・ヴァンダ・プッタ (グリーンピース・ベルギー)、ハインツ・スミタル (グリーンピース・ドイツ)

コミュニケーション兼写真撮影: 川瀬充久 (グリーンピース・ジャパン)

調査チーム (2011-2020年)

2011年3月以降調査に参加した多くのメンバーにここで感謝を伝えたい。

Jan van de Putte, Jacob Namminga, Rianne Teule, Nikki Westwood, Mai Suzuki, Stan Vincent, Iryna Labunska, Heinz Smital, Shawn-Patrick Stensil, Thomas Breuer, Sakyo Noda, Daisuke Miyachi, Yuting Lei, Jan Beránek, Cedric Counord, Florian Kasser, Michael Meyer-Krotz, Laurence Bergot, Daul Jang, Jehki Harkonen, Jan Haverkamp, Rashid Alimov, Mathieu Soete, John Murphy, Alexey Kiselev, Jun Kwon Song, Adarsh Vansay, Ike Teuling, Prentice Koo, Karuna Raina, Ferrial Adam.

報告書チーム (2021年)

測定データまとめ: ヤン・ヴァンダ・プッタ (グリーンピース・ベルギー)、鈴木まい (グリーンピース・ジャパン)

執筆及び分析: ショーン・バーニー (グリーンピース・東アジア)、ヤン・ヴァンダ・プッタ (グリーンピース・ベルギー)、ハインツ・スミタル (グリーンピース・ドイツ)

編集: グリーンピース放射線専門家リアンヌ・ツゥール博士、鈴木まい・川瀬充久・鈴木かずえ (グリーンピース・ジャパン)、インソン・リ (グリーンピース・東アジア)、キャロライン・ロバーツ

写真: 川瀬充久 (グリーンピース・ジャパン)、

© Christian Åslund / Greenpeace, ©Shaun Burnie / Greenpeace

コーディネーション: 土屋亜紀子

デザイン: 三石芳明

調査にご協力いただいた福島県浪江町と飯舘村の住民の皆さま、特に菅野みずえ氏と安齋徹氏に感謝いたします。そして、本調査を実現できたのは、ご寄付をいただいた皆さまのおかげです。心よりお礼申し上げます。

概要と提言

2011年3月11日に東京電力福島第一原発で起きた原子炉3基の壊滅的なメルトダウンにより、福島県など数万キロ平方メートルに及ぶ広い地域が、甚大な量の放射性セシウムならびにその他の放射性核種で汚染された¹。グリーンピース調査チームは、2011年3月26日に初めて福島県で調査に着手して以来、この事故による放射能汚染の影響について32回の調査を実施している。直近の調査は2020年11月に実施した。

本報告書は、ここ数年のグリーンピースの主な所見をまとめ、主に安倍政権下の日本政府の除染の効果と福島県における放射線リスクについてのミスリーディングについて述べる。最新の調査によると、汚染は広い範囲にわたって続いており、人体や環境への長期的な影響は現実的な脅威として存在する。

汚染地域は、稲作その他の農作物の農地と広大な森林からなり、この地域に住む住民の多くは、農業もしくは林業に従事していた。山や森林から木材を集め、キノコや野生の果物、野菜を採取し、子どもたちは森や小川といった屋外で自由に遊ぶ暮らしがあったが、原発事故以降、数万人の住民が先祖代々から受け継いだ土地などから避難している。放射能汚染による被害は、直接健康に及ぼす影響を遥かに超え、人々の生計を奪い、これまでの暮らし全体を崩壊させた。

政府の措置により、数万人に及ぶ避難者は、放射性物質で汚染された自宅へ戻るか、十分な補償がないまま、住み慣れた自宅や土地を離れて新たな生活を始めるか、という非常に難しい決断を迫られた。経済的な理由や代替策が見つからないために、自らの意思に反して帰還を迫られる可能性がある。自らにまったく責任のない原発事故の結果、こうした人々が仕事をなくし、住み慣れた地域や家を喪失したことは、甚だ不公平である。

主な所見

除染の失敗

日本政府は、浪江町や飯舘村を含む除染特別地域内での除染は、帰還困難地域を除きほぼ完了したと主張しているが、グリーンピースが調査した地点では、政府が直接指揮を執った除染特別地域のほとんどは放射性セシウムに汚染されたままであることが一貫して示されている。実際、大がかりな除染プログラムにも関わらず、政府データの分析によると、除染特別地域で除染されたのは全体の約15%で、たとえば浪江町の場合は、町の面積2万2,314ヘクタールのうち、何らかの除染作業が行われたのは2,140ヘクタール（ここに宅地は含まず）で、全面積の約10%にとどまる。この主な理由の1つに、福島県の多くは除染不可能な山や森に覆われていることがあげられる。

日本政府の長期除染目標は、公衆被ばく線量年間1ミリシーベルトから日本政府の方法で換算した毎時0.23マイクロシーベルトである。このレベルを越える年間被ばく線量となる放射線レベルに直面したことで、日本政府は2012年4月に年間被ばく線量を最大20ミリシーベルトに引き上げたが、これは通常時での日本の原発労働者に許容される年間平均線量と同じである。これまで、政府が「長期目標」となる毎時0.23マイクロシーベルト達成時期を予測、公表したことはない。

過去10年間、放射線調査を実施した場所において、グリーンピースは一貫して測定値が日本政府の除染目標レベルを大きく上回っていることを明らかにしてきた。次のデータは、2020年11月に行われた直近の調査結果の一部である。

- 飯舘村の民家（安齋氏宅）では、家の周り11のゾーンのうち5つのゾーンで、すべての測定値が政府目標の毎時0.23マイクロシーベルトをいま

だに上回っており、すべてのゾーンの平均値は毎時0.5マイクロシーベルトであった。

- 浪江町の小学校と幼稚園の近隣の森林で822地点で測定したところ、いまだにすべての測定箇所目標値の毎時0.23マイクロシーベルトを越えており、その88%において毎時1マイクロシーベルトを越える値が検出された。小学校のすぐ外のエリアでは、測定箇所の93%が除染目標値の毎時0.23マイクロシーベルトを越えたままであるにもかかわらず、2017年3月以降一般に開放されている。
- 高瀬川岸辺沿いの区割りしたゾーンの一つでは、測定箇所の70%で、日本政府の算出方法に基づき年間3~5ミリシーベルトとなる放射線レベルが検出された。
- 以前は広範な除染作業の対象であった、浪江町の帰還困難地域にある民家（菅野氏宅）では、測定箇所の98%の空間線量が年間最大被ばく線量である年間1ミリシーベルトを越えている。測定箇所の70%で、空間線量は政府の算出方法に基づく年間3~5ミリシーベルトの被ばくに達すると考えられる。

ストロンチウム90の脅威

東京電力福島第一原発事故で放出された放射性物質と2020年に測定された汚染は、放射性セシウムによるものがほとんどであるが、その他の同位体も放出されており、ストロンチウム90（Sr-90）はその一つである。ストロンチウム90は、骨に集まりやすい放射性核種であり、摂取すると骨と骨髄に蓄積され発がんの危険性が高まる。福島県柳津町、大熊町、飯舘村、浪江町の森林でグリーンピースが杉の葉を採取・分析したところ、ストロンチウム90の存在が確認された。日本政府は、正確な測定に必要とされる大規模かつ高額なストロンチウム90の分析を行わず、セシウムとストロンチウム間に予測される一定比率に基づく計算を用いている。2015年に発

表された研究では、この方法は誤りとなる可能性が高く、ストロンチウム90のリスクを過小評価する可能性がある」と警鐘を鳴らしているが、日本政府は、福島県におけるストロンチウム90やその他の放射性核種の潜在的な危険を著しく軽視し続けている。

最大の脅威は、ストロンチウム90が東電福島第一原発、特に原子炉1号機から3号機にある溶融した燃料炉心に大量に含まれていることである。このストロンチウム90やその他の放射性核種がある東電福島第一原発の原子炉を廃炉にする現在の計画には、非常に大きなリスクが含まれている。また、東電福島第一原発敷地内のタンクに貯蔵された123万トンの汚染水にもこれよりも少ないとはいえ、大量のストロンチウム90が含まれていることが確認されている²。政府は太平洋にこの汚染水を放出する計画を発表するとされているが、これを許すことはできない。

人権侵害

2020年10月の時点で、福島県内外にはいまだに3万6,900人の避難者がいたが、この数字には、避難指示区域ではないが放射性物質にかなり汚染された地域から自力で避難した住民（いわゆる「自主避難者」）の数が正確に含まれてるわけではない。2017年、政府は「自主避難者」に対しこれまでに行っていた住宅支援を打ち切り、そうした避難者は、公式な避難者数には含まれなくなった。

放射線レベルがまだ安全基準値を上回ったままの地域で避難指示が解除されたことで、住民ががんのリスクにさらされる可能性は高まっており、特に女性や子どもは影響を受けやすい。2020年には、飯舘村の「帰還困難区域」を含め、避難指示が解除される仕組みの導入が決まったという。2018年までにのべ3千万人が除染労働に従事、そのほとんどは下請け労働者と考えられる。グリーンピースが報告書にまとめた通り、労働者は高レベルの放射線に晒さ

れており、経済的困難を理由に危険な労働条件を引き受けざるをえない場合もある³。また職業訓練や放射線防護も十分に受けていない。

過去10年間、複数の国連人権機関やバスクト・トゥンジャク氏を含む国連特別報告者から人権が守られていないとの指摘がなされている⁴。同氏は2018年に国連総会でを行った報告で、「日本政府は、原発事故前に許容可能とみなした被ばく線量の基準に戻すよう求める、国連人権監視機構（UPR）の2017年勧告を無視し続けており遺憾である」と述べ、2011年の原発事故前に安全で健康に問題ないとみなされるレベルよりも放射線レベルが高い地域へ、子どもや出産可能年齢にある女性を含めた避難民を帰還させる事業の中止を訴えている⁵。また、放射線被ばく限度を20倍に引き上げる日本政府の決定に対し、「非常に憂慮しており、特に子どもの健康と幸福に深刻な影響をもたらすと考えられることを強調するものである」と述べ、批判した⁶。

グリーンピースの提言

- 生涯にわたって考えられる住民の被ばくリスクを含む科学的分析をしない現在の帰還計画を中断する。

- 年間1ミリシーベルト（毎時0.23マイクロシーベルト）の長期除染目標が意味するものを、速やかに示す。毎時0.23マイクロシーベルト達成の期日を定め、目標を緩和するあらゆる計画を中止する。
- セシウムが含まれた微粒子など、ホットスポットが一般公衆にもたらすリスクを早急に評価する。
- 浪江町（津島、室原、末森、大堀地区を含む）、双葉町、大熊町、富岡町、飯館村、葛尾村の6町村の避難指示解除計画を見直す。
- 労働者を保護するため、帰還困難地域での除染はやめる。
- 避難政策について、避難当事者（避難指示区域外からの避難者を含む）が参加する協議機関の設置を含め、住民の意見を反映させる透明性の高いプロセスを構築する。
- 住民が経済的な理由により帰還を選ばざるを得ないような状況ではなく、自らの意思によって帰還するかどうかを選択できるように、避難者に対する完全な賠償と経済的支援を行い、科学と予防原則に基づいた被ばく低減策を講じる。
- 国連特別報告者からの対話とガイダンス、およびまだ受け入れていない日本訪問の申し出に応じる。

1. A range of between 24,000-34,000 km square area of mainland Japan received Cs-137 deposition exceeding 10,000 Bq/m² / 40,000 Bq/m² see "Fukushima, one year later - Initial analyses of the accident and its consequences" Report IRSN/DG/2012-003 of March 12, 2012; Modelling the global atmospheric transport and deposition of radionuclides from the Fukushima Dai-ichi nuclear accident. T. Christoudias and J. Lelieveld. The Cyprus Institute, Nicosia, Cyprus 2Max Planck Institute of Chemistry, Mainz, Germany Atmos. Chem. Phys., 13, 1425-1438, 2013
<https://acp.copernicus.org/articles/13/1425/2013/>

2. 東電福島原発汚染水の危機2020 グリーンピース・ジャパンとグリーンピース・東アジア（2020年10月）
https://www.greenpeace.org/static/planet4-japan-stateless/2020/10/5e303093-greenpeace_stemmingthetide2020_fukushima_radioactive_water_crisis_en_final.pdf

3. 原発事故の最前線：労働者と子どもへのリスクと人権侵害 グリーンピース・ジャパン（2019年3月）
https://www.greenpeace.org/static/planet4-japan-stateless/2019/03/956480df-frontfksm_jp.pdf

4. The first intervention by the UN Special Rapporteurs was in 2012. UNHRC, "Report of the Special Rapporteur on the right of everyone to the enjoyment of the highest attainable standard of physical and mental health," Anand Grover, A/HRC/23/41/Add.3, Human Rights Council Twenty-third session Agenda item 3 Promotion and protection of all human rights, civil, political, economic, social and cultural rights, including the right to development, Addendum Mission to Japan (15 - 26 November 2012), see https://www.ohchr.org/Documents/HRBodies/HRCouncil/RegularSession/Session23/A-HRC-23-41-Add3_en.pdf; and UNHRC, "Human Rights Committee Concluding observations on the sixth periodic report of Japan" 1. The Committee considered the sixth periodic report submitted by Japan (CCPR/C/JPN/6) at its 3080th and 3081st meetings (CCPR/C/SR.3080 and CCPR/C/SR.3081), held on 15 and 16 July 2014. At its 3,091st and 3,092nd meetings (CCPR/C/SR.3091 and CCPR/C/SR.3092), held on 23 July 2014, it adopted the following concluding observations, CCPR/C/JPN/CO/6, see http://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CCPR/C/JPN/CO/6&Lang=En

5. United Nations Human Rights Office of the High Commissioner, "Japan must halt returns to Fukushima, radiation remains a concern, says UN rights expert", 25 October, 2018, see <https://www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=23772&LangID=E>

6. 前掲

グリーンピースは、環境保護と平和を願う市民の立場で活動する国際環境 NGO です。独立・中立を維持するため、政府や企業から資金援助を受けずに独立した活動を展開しています。

GREENPEACE

国際環境 NGO グリーンピース・ジャパン

〒160-0023

東京都新宿区西新宿 8-13-11 NFビル 2F

Tel. 03-5338-9800 Fax. 03-5338-9817

問い合わせ：グリーンピース・ジャパン

kouhou@greenpeace.org

免責事項

この報告書は英語で書かれた後、日本語に翻訳されています。相違がある場合は、英語版が優先されます。

本報告書は、情報共有、環境保護、公共の利益を目的としたものであり、投資やその他の意思決定プロセスの参考にするものではありません。したがって、投資やその他の意思決定プロセスの参考として使用すべきではありません。このように使用された場合、グリーンピースはそのような使用から生じるいかなる責任も免除されます。

本報告書の内容は、グリーンピース・ジャパンが調査時に独自に入手した、公式に公表された情報のみに基づいています。グリーンピース・ジャパンは、本報告書に含まれる情報の迅速性、正確性、完全性を保証するものではありません。

ご質問やコメントがある場合は、kouhou@greenpeace.org までご連絡ください。

www.greenpeace.org/japan

